

第45回山梨県環境保全審議会（平成27年8月3日開催）

情報提供(3)資料

山梨県立自然公園条例施行
規則の一部改正について

みどり自然課

山梨県立自然公園条例施行規則の一部改正について

1 背景等

平成27年5月、自然公園法施行規則の一部が改正され、国立・国定公園特別地域内における太陽光発電施設の新築、改築又は増築に係る許可の審査基準が新たに定められるとともに、同普通地域内における届出を要する行為に太陽光発電施設の新築、改築又は増築が追加されました（同年6月1日施行）。これは、自然公園内においても導入量が増加している太陽光発電施設の設置にあたり、景観や動植物への影響に配慮し、自然環境との調和を図るため、自然公園法上の審査の考え方を整理する必要性が高まってきたことが背景にあります。

山梨県立自然公園条例は、自然公園法と同様の目的を山梨県立自然公園（南アルプス巨摩自然公園、四尾連湖自然公園）において達成しようとするもので、同施行規則では法施行規則と同様の規定を設けています。

こうしたことから、太陽光発電施設の設置が進む中で、条例施行規則についても、国立・国定公園と同様の考え方に基づく所要の改正を行いました。

2 施行期日

平成27年8月1日

（公布は平成27年7月15日 山梨県公報号外第48号）

3 改正内容

(1) 特別地域内の行為の許可基準の追加（第16条）

- ・特別地域内における太陽光発電施設の新築、改築又は増築に係る行為の許可基準は、これまでは、特定の許可基準を定めた工作物（建築物や車道、風力発電施設等）以外の工作物に適用する「その他工作物」を適用していたが、今回、太陽光発電施設に特定した許可基準を新たに追加した。
- ・太陽光発電施設に係る新旧許可基準は別添のとおり

(2) 普通地域内における届出を要する工作物の基準の追加（第20条）

- ・普通地域内における太陽光発電施設の新築、改築又は増築に係る行為のうち、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000平方メートルを超えるものを、今回、届出を要する工作物に追加した。
- ・これまでは、行為の規模に関わらず、届出の対象外であった。

4 周知または経過措置期間の設定

(1) 特別地域内の行為の許可基準の追加に関する周知期間

【設定理由】

- ・追加となる許可基準（別添、新許可基準）は、これまで適用してきた「その他工作物」の許可基準（別添、旧許可基準）と比較すると、より厳しくなった。
- ・自然公園法施行規則の改正に先立ち行われた検討委員会において、委員から周知期間を設定する必要があるとの意見があった。
- ・環境省では自然公園法施行規則の改正にあたり、公布日から2週間の周知期間を設定した。

↓

- ・本条例施行規則の改正にあたり、公布日から2週間程度の周知期間を設定した。

→ 平成27年8月1日から施行

(2) 普通地域内における届出を要する工作物の基準の追加に関する経過措置期間

【設定理由】

- ・条例第22条第5項において、「第1項の届出をした者は、届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。」と規定している。
- ・このため、施行日から最低でも30日後からの行為への適用としないと、施行日から30日以内に着手を予定していた行為者は、施工に遅れが生じ、不利益を被ることになる。
- ・上記以外に届出書類の作成や手続きに要する期間等を考慮する必要がある。
- ・環境省では自然公園法施行規則の改正にあたり、施行日から2ヶ月の経過措置期間を設定した。

↓

- ・本条例施行規則の改正にあたり、施行日から2ヶ月の経過措置期間を設定した。

→ 平成27年10月1日以降に着手する行為から適用

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十八号

平成二十七年

七月十五日

水曜日

目次

- 山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………八
- 山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………八

規則

山梨県規則第三十四号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第五号ロ及び第二項中「日付け」を「日付」に改め、同条第三項中「次に掲げる」を「棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関する作成されたその他の」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第五項第一号ロ中「定めており、かつ、当該県税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する県税関係帳簿が、条例第七十二条第一項又は第七十二条第一項の承認を受けたものである」を「定めている」に改め、同項第二号イ(1)中「以下この項」を「第六号ニ」に、「Z六〇一六の四・一・一」を「Z六〇一六の五・一・一」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「電子署名が行われている当該県税関係書類に係る」を「一の入力単位ごとの」に、「財団法人日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。第四百十六号様式において同じ。)」を「一般財団法人日本データ通信協会」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを次のように改める。

ニ 当該県税関係書類をスキヤナで読み取った際の次に掲げる情報を保存すること。

山梨県公報号外 第四十八号 平成二十七年七月十五日

- (1) 解像度及び階調に関する情報
 - (2) 当該県税関係書類の大きさに関する情報
- 第六十四条第五項第二号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第五号中「日付け」を「日付」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号ロ中「明りようで」を「明瞭で」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

- 三 当該県税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に
関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 四 当該県税関係書類の作成又は受領から当該県税関係書類に係る記録事項の入力ま
での各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げ
る事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。
イ 相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制
ロ 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手
続

- ハ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原
因究明及び改善のための方策の検討を行う体制
- 第六十四条第六項中「及び第二号ハ」を「、第二号ハ(2)に係る部分に限る。」及び
第四号」に改め、同項に後段として次のように加える。
- この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色
及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同項第六
号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」と
あるのは「プリンタ」とする。
- 第六十五条第一項第二号及び第二項中「日付け」を「日付」に改める。
第四百四十三号様式の二を次のように改める。

附則

(施行期日)
 1 この規則は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、第四百四十三号様式の二の改正規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則による改正後の第六十四条第三項、第五項及び第六項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する申請書（山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）第七十五条第二項に規定する申請書をいう。以下この項において同じ。）に係る県税関係書類（同条例第七十三条第二項に規定する県税関係書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出した申請書に係る県税関係書類については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十五号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則
 山梨県庁舎等管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。
 第二条中「、防災新館及び県民会館」を「及び防災新館」に改める。

第十二条第一項の表中

県庁舎の県民会館 正面出入口 北出入口	午前八時 午後五時四十五分
県議会議事堂 正面出入口 南出入口	午前八時 午後五時四十五分

を	県議会議事堂 正面出入口	午前八時	午後五時四十五分
---	-----------------	------	----------

に改める。

附則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
 山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「第十七項第一号イ」を「第十八項第一号イ」に改め、同号口中「第二十二項第一号ロ」を「第二十三項第一号ロ」に改め、同条第四項第八号中「及び第二十一項第一号」を「、第十二項第三号及び第二十二項第一号」に改め、同条中第三十項を第三十一項とし、第二十七項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第二十五項を第二十六項とし、第十五項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項第二号イ(3)中「第十七項第四号ロ」を「第十八項第四号ロ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 条例第二十條第四項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- 二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第二十条に次の一号を加える。

十 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

附則第二項中「第十六条第一項から第二十九項まで」を「第十六条第一項から第三十項まで」に改める。

附則第三項中「第十六条第十四項及び第二十九項」を「第十六条第十五項及び第三十項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）

第十六条の規定は、この規則の施行の日以後にされる山梨県立自然公園条例（昭和三十三年山梨県条例第七十四号）第二十条第四項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成二十七年九月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、新規則第二十条第一項第十号の規定は、適用しない。

太陽光発電施設の新築、改築又は増築に係る行為の許可基準の新旧対照表

新許可基準 (太陽光発電施設)

赤色部分が新たに追加となった項目

第12項 工作物の新築、改築又は増築のうち太陽光発電施設の新築、改築、又は増築であつて、土地に定着させるもの	本文	第1項	第5号	当該太陽光発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第6号	当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
			第7号	当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。		
			第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
		第1号	第1項	第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。 イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
				第3号	当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第4号	当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあつては、この限りでない。		
			第2号	第4項	第7号	当該太陽光発電施設の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
				第9号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。	
				第10号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上離れていること。	
				第9号	支障木の伐採が僅少であること。	
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあつては、この限りでない。 ●イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。 ●ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。 ●ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。		
			第3号	自然草地等内において行われるものでないこと。		
		ただし書		前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
		前号ただし書に規定する行為		同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあつては、この限りでない。 ●イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。 ●ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。 ●ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。		
		第4号		当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。		

旧許可基準 (その他工作物)

第14項 (旧第13項) 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項	第1号	第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと。 イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域			
				第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。			
			第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。				
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築 ●ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。） ●ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築				
			前項	第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
				ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。			
			第1号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。				
				第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ●イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。 ●ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。 ●ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。 ●ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。 ●ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。 ●ヘ 前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。			
					前項	第1号	イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
							ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）